

うるま市こどもセンター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、うるま市こどもセンター条例(平成25年うるま市条例第39号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の申請)

第2条 条例第9条に規定する申請は、こどもセンター指定管理者指定申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 定款、規約又はこれに準ずるもの
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(指定管理者の指定)

第3条 市長は、条例第12条の規定により、指定管理者に指定されたものに対し、こどもセンター指定管理者指定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(指定管理者の指定の取消し)

第4条 市長は、条例第13条第1項の規定により指定の取消しを命じた指定管理者に対し、指定管理者指定取消書(様式第3号)により通知するものとする。

(協定の締結)

第5条 条例第15条の規定による協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) こどもセンターの管理及び運営業務に関する事項
- (2) 指定期間に関する事項
- (3) こどもセンターの維持管理及び運営費に関する事項
- (4) 事業報告書の作成及び提出に関する事項
- (5) 指定の取消し及び管理業務の全部又は一部の取消しに関する事項
- (6) その他こどもセンター施設の状況に応じて定める事項

(開館時間及び休館日の変更申請)

第6条 指定管理者は、開館時間及び休館日の変更があるときは、開館時間・休館日変更等承認申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(利用の手続)

第7条 こどもセンターを利用する者は、次に定める申請をしなければならない。

- (1) 条例第3条第1項第1号に規定する者が利用するときは、こどもセンター利用者登録届(様式第5号)により申請すること。
- (2) 条例第3条第1項第2号から第4号までに規定する団体及び条例第3条第2項に規定する者が利用するときは、こどもセンター団体等利用許可申請書(様式第6号)を指定管理者に申請すること。

(利用の許可)

第 8 条 指定管理者は、こどもセンターの利用を許可するときには、次の各号のいずれかにより行うものとする。

- (1) 前条第 1 号の規定により申請した者に対しては、こどもセンター利用者証(様式第 7 号)を交付する。
- (2) 前条第 2 号の規定により申請した者に対しては、その内容を審査し、適当と認めるときは、こどもセンター団体等利用許可証(様式第 8 号)を交付する。

(こどもセンターの利用)

第 9 条 前条第 1 号の規定によりこどもセンター利用者証の交付を受けた児童がこどもセンターを利用するときは、こどもセンター利用者証を窓口に提示しなければならない。

2 乳幼児(おおむね 4 歳以下をいう。)の利用については、保護者同伴とする。

(利用許可の取消し等)

第 10 条 こどもセンターを利用する者は、利用開始前にこどもセンターを利用しないこととなったときは、こどもセンター施設等利用取消申請書(様式第 9 号)を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、条例第 19 条第 1 項の規定により利用を制限し、若しくはその利用を停止し、又は取り消したときは、こどもセンター施設等利用制限・停止・取消通知書(様式第 10 号)により利用者に通知するものとする。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

(利用料金)

第 11 条 こどもセンター施設の利用料金については、許可を受けた際に納付しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用料金の減免)

第 12 条 条例第 23 条の規定により、こどもセンター利用料金を減額し、又は免除することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 条例第 3 条第 1 項第 1 号に該当する者 全額免除
- (2) 条例第 3 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで及び条例第 3 条第 2 項に該当する者で指定管理者が特に必要と認める場合 減額又は全額免除
- (3) 国、地方公共団体等が利用する場合 減額又は全額免除

2 前項の規定により減額又は免除を受けようとする者は、条例第 16 条の申請時にこどもセンター施設等利用料金減額・免除申請書(様式第 11 号)を指定管理者に提出し、その承認を得なければならない。

(利用料金の還付)

第 13 条 条例第 24 条の規定により、利用料金を還付することができる特別の理由及びその額は、次のとおりとする。

- (1) 天災その他利用者の責めに帰すことができない事情により、利用できなかった場合 全額

- (2) 利用開始3日前までに利用の取消しがあった場合 5割
- (3) その他指定管理者が特に必要と認める場合 5割又は全額

- 2 前項の規定により利用料金の還付を受けようとする者は、こどもセンター施設等利用料金還付申請書(様式第12号)を指定管理者に提出しなければならない。
- 3 指定管理者は、前項の規定により還付の申請があったときは、これを決定し、こどもセンター施設等利用料金還付決定通知書(様式第13号)を当該利用者へ通知するものとする。
(利用許可の変更)

第14条 こどもセンターを利用する者が利用許可を受けた事項を変更しようとするときは、こどもセンター施設等利用変更許可申請書(様式第14号)を指定管理者に提出しなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の変更申請を許可したときは、こどもセンター施設等利用変更許可書(様式第15号)を申請者に交付するものとする。
(事業報告書の提出)

第15条 条例第25条に規定する書面は、事業報告書(様式第16号)によるものとする。
(施設、設備等の損傷又は滅失の届出)

第16条 利用者又は指定管理者は、条例第28条の規定による施設、設備等を損傷又は滅失したときは、速やかにこどもセンター施設、設備等損傷・滅失届出書(様式第17号)を利用者は指定管理者に、指定管理者は市長に届け出なければならない。

- 2 利用者は、条例第26条の規定により原状回復の措置をとったときは、指定管理者に対しその確認を受けなければならない。
- 3 指定管理者は、条例第27条の規定により原状回復の措置をとったときは、市長に対しその確認を受けなければならない。

(禁止行為)

第17条 こどもセンターを利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 物品の販売、勧誘その他の商行為を行うこと。
- (2) 施設、設備等を汚損し、又は損傷すること。
- (3) その他管理上必要な指示に反すること。

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか、こどもセンターの運営等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、こどもセンターの供用開始の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第2条から第5条までの規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続きその他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。